

令和元年度国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報に関する提案の募集要項

国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人滋賀医科大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（以下「規程」という。）第45条の規定により、令和元年度国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報に関する提案の募集に関し、必要な事項について、以下のとおり公示する。

1. 趣旨

本件は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則に基づき、募集を行うものである。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

○本学が保有する個人情報ファイル簿のとおり。

<https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/privacy-protection>

3. 提案者の要件

規程第47条の欠格事由に該当する者でないこと。また、その他本学が不適当と認める者でないこと。

4. 提案を募集する期間

令和元年8月1日から8月31日まで（必着）

5. 提案の方法

規程第46条第3項の規程により、提案書に必要書類を添えて、募集期間内に本学へ郵送にて提出すること。

○提案書の様式（国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報の提供に関する細則）

<https://www.shiga-med.ac.jp/sites/default/files/2018-02/hishikibetsusaisoku.pdf>

封筒の表面に「非識別加工情報の利用に関する提案書在中」と朱書きすること

提案書の提出先 〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町 滋賀医科大学総務課文書法規係

6. 提案の審査及び結果の通知

提案については規程第48条及び国立大学法人滋賀医科大学非識別加工情報をその事業の用に供して行う提案の審査に関する基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかについて審査を行い、審査結果を書面にて通知するものとする。

○審査基準

https://www.shiga-med.ac.jp/sites/default/files/2018-02/teiankijyun_0.pdf

7. 非識別加工情報の利用に関する契約

提案が審査基準に適合すると認めた場合は、本学との間に非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

なお、提案者は契約に先立って、所定の手数料を本学へ納付すること。

8. 留意事項

- I 提案者は、提案書の提出をもってこの募集要項の内容を承諾したものとする。
- II 本学からの結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者負担とする。
- III 契約後の提案者からの契約内容の変更は認めないものとする。
- IV 本学が作成した非識別加工情報の著作権は本学に帰属する。
- V 本件の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法の対象外である。

9. 本件に関する連絡先

総務課文書法規係 TEL : 077-548-2010 Email : hqbunsho@belle.shiga-med.ac.jp